

## 三浦市行政手続条例の一部を改正する条例（素案）

### 1 改正の根拠・理由

- (1) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により行政手続法（平成5年法律第88号）が改正され、令和8年5月21日に施行される。
- (2) これにより、同法中のデジタル技術の活用を妨げる規定（いわゆるアナログ規制）の見直しが行われ、法令を根拠とする不利益処分に係る意見陳述手続の通知を公示送達により行う場合の方法について、「掲示場での書面掲示」から、「インターネットによる公表を前提とした方法」へと改められることとなる。
- (3) 本市の条例等を根拠とする不利益処分に係る意見陳述手続については、三浦市行政手続条例において定めていることから、同法に基づく手続との間に差異が生じないように、同条例における関係規定を整備するものである。

### 2 改正の内容

- (1) 不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合において、「聴聞」及び「弁明の機会の付与」に係る通知を公示送達によって行うときの方法につき、行政手続法に規定する方法に合わせ、「掲示場での書面掲示」から、「インターネットによる公表」に加えて「掲示場での書面掲示」又は「事務所に設置したパソコン等の画面での表示」を行う方法へと改めるもの
- (2) その他所要の規定の整理を行うもの

### 3 施行期日

行政手続法改正の施行の日（令和8年5月21日）